

事業評価の結果（共通項目）

第三者評価の判断基準

福祉サービス種別 保育所 長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による
事業所名（施設名）木曾町立三岳保育園

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況=多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着	眼	点	コメント
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b)	■	1	理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○町全体の共通している保育理念、保育目標が策定され、入園説明会等に説明がされています。 ○園歌があり、遊戯室に歌詞が掲示されています。町内では三岳保育園だけに園歌があり、10年ほど前に在職職員の意見を取り入れながら作詞され、入園式、卒園式や行事などに元気よく歌われ、園児にとっても誇りとなっています。 ○保育園としてのパンフレットの作成やホームページの活用も期待されます。
					■	2	理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
					■	3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
					■	4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
					□	5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
					■	6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
					□	7	理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント		
I	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b)	■	8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○町の担当課を中心に、園長会などでも、地域の社会福祉事業全体の動向について把握分析しています。また、職員会にて、園長より町の課題等が説明され、周知されています。 ○少子高齢化に対し、特に子育て世代、子どもの減少が喫緊の課題となっています。子ども・保護者の変化、保育のニーズ、さらに潜在的利用者に関するデータ等や、地域全体での事業の将来性などに対する分析、検討が望まれます。	
					■	9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。		
					■	10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。		
					■	11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。		
				b)	■	12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。		○町の現状、課題など、町の担当課、園長会や主任会等で検討もされていますが、中・長期計画として子ども子育て支援計画が担当課を中心に策定中です。検討されている現状や課題について、職員間でも検討し、課題に対し組織的に取り組むことが期待されます。 ○町長との懇談会が保育園で開催され、園長をはじめ職員も参加して、運営、人員体制の充実に関する意見交換が実施されています。
			13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。					
			14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。					
			15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。					
		3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b)	■	16 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	○町として、第2次木曾町総合計画として基本構想、基本計画が明示され、それを踏まえて町全体の子ども・子育て支援計画が見直し、策定中となっています。保育内容、組織体制、子どもの増減、職員体制、人材育成、設備の整備などの現状分析、課題や問題点を明確にし、具体的な中・長期計画が望まれます。さらに、収支計画も含めての計画と職員への周知が期待されます。
					■	17 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。		
	□				18 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。			
	■				19 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。 <input checked="" type="checkbox"/> 22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。 <input type="checkbox"/> 23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	<p>○町保育園合同の保育に関する全体の計画、食育、保健、研修計画等が、策定されています。さらに、年齢ごとの保育年間計画、避難訓練年間計画、保小連絡会等年間計画などもあり、行事等の事業計画では「ねらい」が明示されています。</p> <p>○町担当課の予算、決算として事業を実施しており、保育園単独での収支計画等は策定されていません。</p> <p>○事業計画は、実施状況の評価を行えるよう数値化や定量的な分析が可能であることが望まれます。</p>
	(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。 <input type="checkbox"/> 25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。 <input type="checkbox"/> 26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）がされており、理解を促すための取組を行っている。	<p>○保育に関する全体の計画等はおおよその策定期間、手順等は例年どおりに、職員の意見を聞きながら策定し、年度はじめの職員会などで職員に周知しています。行事等の反省は係を中心にまとめ、職員会で反省、評価を検討し記録されています。</p> <p>○事業計画の評価、見直しに対する方法、時期、手順の明示が期待されます。さらに、職員の参画や意見の集約、内容によっては保護者の意見を集約して反映する手順など、組織として定め実施することが望まれます。</p>	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	3	(2)	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a)	<p>■ 29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。</p> <p>■ 30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。</p> <p>■ 31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成する方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</p> <p>■ 32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。</p>	<p>○保護者への周知として、年間行事予定表が年度当初に配布、毎月のお便りや行事の前後にプリントなどでお知らせしています。園長だよりや各クラスのお便りも、作成、配布しています。</p> <p>○脚付き大きめのホワイトボードに行事の様子が説明、写真入りで掲示されており、時間によって保護者の見やすい場所に移動され、周知方法を工夫しています。</p> <p>○毎日やりとりしている連絡帳等や送迎時に行事についての感想を、職員が直接聞いています。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価着	眼	点	コメント	
4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b)	■	33	組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	○今年初めて第三者評価を受審しています。 ○保育の質の向上に向けて、日々の取組に加えて、保育園全体の自己評価等を実施し、組織的にPDCAサイクルに基づき取り組む体制の構築が期待されます。	
				■	34	保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。		
				■	35	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的を受審している。		
				□	36	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。		
		② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b)	□	37	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。		○保育に関する全体の計画に対しては、課題の文書化や共有化など組織的に実行されています。 ○保育園運営全般に関して、評価や課題を文書化、改善策への取組を組織的に実施する体制の構築が望まれます。
				■	38	職員間で課題の共有化が図られている。		
				□	39	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。		
				■	40	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。		
				□	41	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント		
II 組織の 運営管理	1 管理者の 責任と リーダー シップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a)	■	42 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○公立保育園であり、町担当課などとも連携し、園長の役割・体制など決められています。 ○不在時の権限委任等も危機管理マニュアル等に明示され、職員室内に掲示されています。 ○園長だよりを発行し、保護者にも周知しています。職員に対しても、朝会、職員会、行事等、事あるごとに保育や運営上の留意点など周知し、質の高い保育に向けてリーダーシップを発揮しています。	
					■	43 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。		
					■	44 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。		
					■	45 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。		
			② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a)	■	46 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。		○遵守すべき法令について、担当課との連携、町からの通知、園長会での取組みなど職員への周知に努めています。園長会、主任会からの伝達事項も職員会の記録等に記載され、具体的に取り組んでいます。 ○危機管理のマニュアルが整備され、最新の情報を取り入れ、園長会で取り組んでいます。 ○回覧、朝会、職員会等では、ニュースなどからも関連する法令遵守や倫理等の正しい理解に向けて表明し、周知の方法を工夫して確認しています。
					■	47 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。		
					■	48 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。		
					■	49 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価着	眼	点	コメント	
II	1	(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a)	■	50	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○園長会を中心に町の担当課と連携して、第三者評価を受審し、保育の質の向上に取り組んでいます。 ○「子どもとの信頼関係を大切にする」を信条とし、日々の保育に取り組む職員の姿を見守り、支える園長の姿があります。子どもの伸び伸びとした成長を願い、職員の意見を聞いて反映し、時には具体的に助言し、様々な面で質の向上を目指して、指導力を発揮しています。
					■	51	施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
					■	52	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
					■	53	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
					■	54	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
		(2) 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b)	■	55	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○町内4園で昨年からの第三者評価を計画的に受審し、保育のハンドブックを園長会が中心となってとりまとめ、危機管理体制の明示など保育の質の向上に、町の担当課とも連携して取り組んでいます。 ○業務の効率化と職員の負担軽減、休憩時間の確保などにも主任や園長が交代でクラスに入るなど働きやすさに取り組んでいます。保育実施日数について、来年度は見直しが見込まれています。 ○町の理事長が来所し、運営全体に関して園長をはじめ職員が参加して意見交換を実施しています。
					■	56	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
					■	57	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
					■	58	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント				
II	2 福祉人材の確保 ・ 育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b)	■	59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○新規職員採用は、町として計画的な採用など福祉人材確保に努めています。 ○地方公務員法に合わせて、来年度以降の非正規職員等の待遇改善が予定され周知されています。 ○今後、町全体として、必要な福祉人材や人員体制についての基本的な考え方や具体的な計画が求められます。			
					■	60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。				
					■	61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。				
					■	62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。				
						b)		■	63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	○町の職員行動規程や「保育のハンドブック」等に「期待する職員像」が明示されています。年3回の目標管理制度に基づく面談も、担当課の課長とともに実施されています。 ○人事基準、処遇等は町の基準に則って明確にされ、職員にも周知されています。 ○非正規職員の処遇も含めて、総合的な人事管理の実施が望まれます。
				■	64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。					
				■	65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。					
				■	66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。					
				■	67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。					
				□	68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。					

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
II	2	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b)	■	69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	○町としてストレスチェックを実施し、健康診断の受診勧奨など心身の健康の確保に努めています。また、メンタルヘルス対策としての町の衛生管理者やカウンセラーとの面談も計画されています。 ○休憩時間の確保として、子どものお昼寝時間の体制など具体的に取り組んでいます。有給休暇や代休も、計画的な取得を推奨しています。行事での制作物や掲示物なども業務の効率化を図り、職員間での協力体制や分担の見直しなど時間外労働の削減、ワーク・ライフ・バランスへの配慮などにも取り組んでいます。 ○働きやすい職場づくりとして、非正規職員の職場環境へのさらなる取組みに期待します。
					■	70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	
					■	71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	
					■	72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	
					■	73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	
					■	74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	
					■	75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	
					■	76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b)	■	77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	○職員室内に町の職員行動規程の掲示、年度当初の職員会にて保育士としてのあるべき姿について「保育のハンドブック」について取り上げています。 ○年3回の定期面談が実施され目標設定や進捗状況の確認が町の担当課長と共に実施されています。また、年度末には評価と振り返り等が予定されています。 ○目標の設定にあたっては、理念、基本方針と保育園全体の目標と、職員一人ひとりの目標の統合を目指す仕組みも期待されます。
					■	78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	
					■	79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。	
					■	80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
					■	81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価着	眼	点	コメント		
Ⅱ	2		② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b)	■	82	保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○年間保育計画、全体的な計画と合わせて、職員全体の研修年間計画が策定されています。 ○園内研修では、担当者やテーマを決めて取り組み、キャリアネット研修や園外の事業別研修（給食、障がい児、公開保育等）に分けておおよその予定も研修計画に記載されています。研修の記録は復命書とともに評価が記載され、職員会等での報告や記録の回覧が実施されています。 ○研修年間計画に対する全体の評価、見直しの文書化が望まれます。	
					■	83	現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。		
					■	84	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。		
					■	85	定期的に計画の評価と見直しを行っている。		
					■	86	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。		
			③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b)	■	87	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。		○園長、主任は研修参加を積極的に奨励しており、勤務体制にも配慮しています。 ○職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況について把握し、適切な教育・研修の参加や実施、研修計画の策定に活用されることも、保育の質の向上に有効となります。
					■	88	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。		
					■	89	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。		
					■	90	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。		
					■	91	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
II	2	(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b)	■	92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	○実習生に関するマニュアル等は整備されています。 ○地域性もあり、研修受け入れの準備がありますが、希望者が少ない現状です。
					■	93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
					■	94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
					□	95 指導者に対する研修を実施している。	
					■	96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
	3 運営の 透明性の 確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b)	■	97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○町のホームページに、「保育園の一日」として活動を写真入りで紹介され、更新もされています。 ○昨年度の新園舎建設の折、地域に写真入りのパンフレットを配布しています。 ○苦情・相談の体制や内容にもとづく改善、対応の状況についても公表することが求められています。
					■	98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	
					□	99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	
					■	100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
					■	101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
II			② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b)	■	102 保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。	○町全体の規程等に則ってルールが明確にされ、現金は、保育園では扱えないように定められており、町の担当課により適正に管理がされています。内部監査等も実施されています。 ○公正かつ透明性の確保のためにも、外部監査等の実施が期待されます。
					■	103 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
					■	104 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。	
					■	105 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
					□	106 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。	
					□	107 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
	4 地域との交流、地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a)	■	108 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○保育に関する全体の計画に地域との関わりに関する方針を明確にして取り組んでいます。 ○お散歩のコースは、自然豊かなあぜ道、雑木林、パン屋さん、隣接する小学校との交流や連携しての行事などもあります。道中で出会う方と挨拶を交わし、地域の高齢者が集う場所にも出かけ、人生の大先輩との自然な交流がされています。社会福祉協議会を介して、「男梅」という地域の男性の方々や畑にさつまいもを植え、芋掘り、焼き芋会を行っています。 ○毎年、年長さんが取組み披露している三岳大鼓は、地元の先生に教えていただき、年中以下の子どもにとって憧れの行事です。
					■	109 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	
					■	110 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
					■	111 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	
					■	112 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
II	4		② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b)	<input type="checkbox"/>	113 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○ボランティアとして、子どもに直接関わるような場面では、注意事項などを必要に応じて説明をしています。 ○ボランティアの受け入れについて、基本姿勢、受け入れ方針、体制（登録手続き、受け入れマニュアル）等を明示して取り組まれることを期待します。
					<input type="checkbox"/>	114 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	
					<input type="checkbox"/>	115 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
					<input checked="" type="checkbox"/>	116 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
					<input checked="" type="checkbox"/>	117 学校教育への協力を行っている。	
					<input checked="" type="checkbox"/>	118 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
		<input checked="" type="checkbox"/>	119 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。				
		<input checked="" type="checkbox"/>	120 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。				
		<input checked="" type="checkbox"/>	121 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。				
		<input checked="" type="checkbox"/>	122 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。				
		<input checked="" type="checkbox"/>	123 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。				

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価着	眼	点	コメント	
II	4	(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a)	■	124	保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。	○庭開放、園開放が年間計画に沿って、未就園児対象に実施されています。保育園での演劇へも、参加を呼びかけています。一時預かりも、家庭の状況に合わせて実施しており、専用の部屋が用意されています。 ○子育て支援センターが併設されています。 ○地域の運動会などの行事にも参加しています。
					■	125	保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。	
					■	126	保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。	
					■	127	災害時の地域における役割等について確認がなされている。	
					■	128	多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。	
					■	129	保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。	
		■	130	民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。				
		■	131	地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。				
		■	132	関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。				
		■	133	把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。				
		■	134	把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。				

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価着	眼	点	コメント	
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a)	■	135	理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○「保育のハンドブック」に＜子どもの最善の利益＞として、年度当初の職員会に確認して、取り組んでいます。さらに、「保育士は、命をあずかる大切な仕事です」と明示し、日々の取組みの中でも安全・安心への配慮に努めています。 ○年齢ごとのあそびの計画の中に、人間関係として友だちとのかかわりについて記載し、日報や月報の中で具体的に評価、振り返りを実施しています。 ○就学前からの外国語、異文化に触れ、親しみを持って交流することを目的に月4-5回、ALTの先生が来所しており、子どもも楽しみにして学んでいます。
					■	136	子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
					■	137	子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。	
					■	138	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	
					■	139	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	
					■	140	子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。	
					■	141	性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。	
					■	142	子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a)	<p>■ 143 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p>■ 144 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p>■ 145 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。</p> <p>■ 146 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。</p> <p>■ 147 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。</p> <p>■ 148 規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。</p> <p>■ 149 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。</p>	<p>○プライバシーの保護について、「保育のハンドブック」に記載し確認しています。</p> <p>○虐待防止等の権利擁護についても、「保育のハンドブック」に基づいて、職員間での周知を図っています。</p> <p>○3歳未満児の教室では手作りのついで、以上児ではボードが用意され、着替え時のプライバシーへ配慮がされています。プールなども、駐車場や道路からは見えない位置にあります。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価着	眼	点	コメント
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b)	<input type="checkbox"/>	150	理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
					<input checked="" type="checkbox"/>	151	保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
					<input checked="" type="checkbox"/>	152	保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
					<input checked="" type="checkbox"/>	153	見学等の希望に対応している。
					<input checked="" type="checkbox"/>	154	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。
			② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b)	<input checked="" type="checkbox"/>	155	保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
					<input checked="" type="checkbox"/>	156	保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
					<input checked="" type="checkbox"/>	157	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
					<input checked="" type="checkbox"/>	158	保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
					<input type="checkbox"/>	159	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
							○入園希望者に対する説明会は、毎年秋に各園で開催され、町の広報誌や子育て支援室でも周知しています。また、説明資料は担当課で町内4園合同のものを毎年見直して作成し、説明しています。 ○中途入園等の場合は、家庭に合わせて見学に対応しています。 ○保育園独自のパンフレットの作成、ホームページの工夫など、園を紹介する取組みが期待されます。 ○2月の一日入園では、入園予定の親子に給食を体験してもらい、不安の軽減となるよう工夫しています。
							○入園説明会を実施し、保育の開始・変更時にあたっては、町の子育て支援室と連携して、丁寧な説明、対応に努めています。また、ホームページにも子どもの様子や日課、提出資料を掲載しています。 ○特に配慮が必要な保護者への説明に関して、ルール化しての適正な説明、運用が望まれます。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価着	眼	点	コメント		
Ⅲ	1	(2)	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b)	■	160	保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	○保育園等利用の案内の説明資料の表紙に、園に対する相談窓口は各園主任保育士と明示し、住所と電話番号が明記されています。また、退園、休園の手続き方法についても説明が掲載されています。 ○保育園の利用が終了したときには、その後の相談方法等についても、説明し文書で渡すことが望まれます。	
					■	161	保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。		
					□	162	保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。		
		(3) 利用者満足の上昇に努めている。	① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b)	■	163	日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。		○利用者満足について日々の保育の中で、子どもたちの様子を察する、感想を聞く、保護者からの連絡帳等で把握するよう努めています。1年間の行事、保育参加のアンケートは、結果をまとめて保護者に報告していません。園長・主任は保護者会に出席して保護者の状況を把握しています。 ○更に利用者満足の上昇を目的とした調査を定期的に行い、担当者の設置や、把握した結果を分析・検討し改善に繋げるなど組織的な取組が期待されます。
					□	164	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。		
					■	165	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。		
					■	166	職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。		
					■	167	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。		
					■	168	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント		
Ⅲ	1	(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b)	■	169 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。	○苦情解決の体制が整備され、仕組みを保護者の目に届きやすい登降園時入口に意見箱の設置と合わせて掲示しています。今年度設置した意見箱の利用について園より保護者に伝えていきます。苦情内容についての受付と解決を図った記録が保管されています。 ○苦情内容、解決を図った結果は、苦情を申し出た保護者等には配慮したうえで、公表する体制整備が望まれます。 ○第三者委員は、子どもの保護者の立場に立った援助のためにも、人数は複数体制とし、保護者に紹介すること等が望まれます。	
					□	170 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。		
					■	171 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。		
					■	172 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。		
					■	173 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。		
					■	174 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。		
					■	175 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。		
			② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b)	□	176 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。		○保護者からの相談・意見を受ける際は会議室等が用意されています。出入口が複数あり、相談しやすい環境を整えています。 ○保護者が相談や意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることを説明した文書を作成し、お便りや掲示等により保護者への周知が期待されます。
					□	177 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。		
					■	178 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
Ⅲ	1		③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b)	<input type="checkbox"/>	179 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○職員は、保護者が相談しやすく意見を述べやすいよう挨拶、声掛けをし、保護者からの相談に傾聴しています。把握した意見や相談について、職員で検討して迅速な対応に努めています。時間を要する場合は、その旨を説明しており、出された意見にもとづき検討して改善が図られています。 ○相談や意見を受けた際の記録方法、報告の手順、対応策の検討等をマニュアルとして定め、保育の改善に繋げる取組みが期待されません。
					<input type="checkbox"/>	180 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
					<input checked="" type="checkbox"/>	181 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
					<input checked="" type="checkbox"/>	182 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
					<input checked="" type="checkbox"/>	183 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
					<input checked="" type="checkbox"/>	184 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
	(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b)	<input checked="" type="checkbox"/>	185 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネージャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	○リスクマネジメントに関する体制を「保育ハンドブック・危機管理」等に明記、周知しています。救急法講習会を全職員が交代で受講し、緊急時に備えています。子どもの安全を脅かす事例を園長が、朝礼、職員会等で随時提起し、事例について職員会で検討しています。 ○保育園新築移転後、警察署の協力を得て、安全確保・事故防止に関して研修し、園内の点検を実施しています。随時、ヒヤリハットを出して職員会議で安全確保策や実効性について評価・見直しを行っています。 ○外部からの侵入者への具体的な対応、散歩コースの安全点検を含め、子どもの安心、安全を確保し、保護者への周知や啓蒙など保育の質の向上を図る観点から、定期的に評価、見直しをする取組みが期待されます。	
				<input checked="" type="checkbox"/>	186 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。		
				<input checked="" type="checkbox"/>	187 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。		
				<input checked="" type="checkbox"/>	188 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。		
				<input checked="" type="checkbox"/>	189 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。		
				<input type="checkbox"/>	190 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
Ⅲ	1	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b)	■	191	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○感染症の予防と発生時の対応マニュアルが整備され、職員に対する研修、保健年間計画に沿って感染症に関する啓蒙をしています。保育室、職員室等の洗面台、トイレ等に手洗い、消毒等に関する手順を掲示して励行しています。感染症に関する予防と発生時の対応等について入園時に保護者に説明をしています。感染症流行時には園だより、ボードにおしらせを掲示して保護者に周知・徹底する取組みをしています。 ○感染予防策としての一人ひとりの予防接種歴を定期的に把握し、感染予防や感染拡大への対策について保護者に周知することも期待されます。
				■	192	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	
				■	193	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
				■	194	感染症の予防策が適切に講じられている。	
				■	195	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	
				□	196	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	
				■	197	保護者への情報提供が適切になされている。	
		③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b)	■	198	災害時の対応体制が決められている。	○災害時の対応対策が策定され、子ども、保護者、職員の安否確認をする一斉メール配信があります。防災計画、避難訓練年間計画に添って、計画的に毎月の避難訓練、子どもを保護者に引き渡す訓練が年1回、実施されています。地元の消防団、消防署、地域関係者と連携して訓練を実施しています。備蓄品リストを作成して飲料水、乾パンなどを備蓄しています。職員は、土石流災害研修会に参加して意識を高めています。 ○災害を想定し、停電、断水等に備える、備蓄品内容の検討など具体的な取組みが期待されます。さらに、災害時における保育の継続に関する計画作成に期待します。
				□	199	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。	
				■	200	子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
				■	201	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	
				■	202	防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価着	眼	点	コメント		
Ⅲ	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b)	■	203	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○保育ハンドブック、職員としての心得、保育基本事項、その他に保育の標準的な実施方法が定められています。子どもの尊重、プライバシー保護や権利擁護について明示されています。年度はじめ、必要に応じて随時、標準的な実施方法について確認・研修を行い、実施状況の確認を主任・園長が行っています。 ○標準的な実施方法は、保育実施時の留意点、子ども・保護者への配慮、プライバシーへの配慮、設備等の環境に応じた業務手順等も含まれ保育全般にわたって定められることが望まれ、職員が、いつでも確認できる工夫も期待されます。	
					■	204	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。		
					■	205	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。		
					□	206	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。		
					■	207	標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。		
			② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b)	□	208	保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。		○標準的な実施方法の見直しは、園長会でとりまとめて実施されています。 ○保育指導計画、職員や保護者の意見や提案が反映できるよう留意していますが、その手順や文書化が望まれます。保育の質の向上を目指して、標準的な実施方法の内容の検証・見直しをPDCAサイクルにより定期的に実施することが期待されます。
					□	209	保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的実施されている。		
					■	210	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。		
					■	211	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
Ⅲ	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a)	■ 212	指導計画策定の責任者を設置している。	○指導計画策定責任者は園長となり、子どもの状況、保護者のニーズ等を入れ、定期的にあセスメントが実施されています。計画書策定にあたり、担当者会、職員会で合議をし、書面で子ども・保護者から意向把握をし、子ども・保護者の同意を得ています。 ○ケースにより、保護者の意向把握を密接に取り合い、専門機関等の関係者と連携しながらアセスメントをして指導計画に反映しています。
				■ 213	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。		
				■ 214	さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。		
				■ 215	保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。		
				■ 216	子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。		
				■ 217	計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。		
				■ 218	指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。		
				■ 219	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。		
		② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b)	■ 220	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	○定期的に指導計画の見直しを担当が行い、担任会、職員会で検討して、振り返りや評価を行う仕組みになっています。見直しによって変更された指導計画は関係職員に周知される仕組みになっています。 ○一人ひとりの子どもに応じた保育においては、総合的な視点から一人ひとりの子どもを捉え、個別指導計画を作成し、計画に対する評価・見直しが望まれます。また、個別の指導計画とクラス等の指導計画は、関連性をもって作成される必要があります。	
			■ 221	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。			
			■ 222	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。			
			□ 223	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。			
			■ 224	評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価着	眼	点	コメント	
Ⅲ	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a)	■	225	子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○子どもの発達状況や生活状況を、保育園が定めた様式に記録しています。個別指導計画にもとづく保育の実施状況が具体的に記録されています。記録する職員に差異が生じないよう主任が指導を行っています。 ○保育園における情報の流れが明確にされ、園長・主任で情報を分別し、必要な情報が職員に届く仕組みになっています。情報共有を目的とした朝会、定期的開催する職員会があり、欠席職員には会議録、資料を配布して周知を図っています。回覧文書等は、確認する仕組みを工夫しています。
					■	226	個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。	
					■	227	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	
					■	228	保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	
					■	229	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。	
			② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a)	■	230	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	○個人情報保護期待等により、子どもの記録の保管、保存、破棄、情報の提供に関する規定を定め、不正な利用や漏えいに関する対策方法が規定されています。子どもの記録ファイル等に保存期間を記載しています。年度はじめに記録について個人情報保護の観点で研修が実施され、職員は理解して遵守しています。 ○個人情報の取り扱いについて保護者に説明し、書面にて確認をしています。
					■	231	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
					■	232	記録管理の責任者が設置されている。	
					■	233	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
					■	234	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
■	235	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。						